平成２３年（フ）第２１０号
兵庫県芦屋市浜町９番21―203号、前住所兵庫県西宮市羽衣町７番31―604号
債務者　オフィス櫻こと　関　　智惠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―917号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―709号
債務者　西岡　良太（旧姓嶋本）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５号
鹿児島県大島郡知名町大字田皆345番地
債務者　西田　大輝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５３号
北海道小樽市天神１丁目15番310号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
債務者　土田登志子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６１号
北海道小樽市花園４丁目18番１号
債務者　笹山　義高
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６２号
北海道小樽市花園４丁目18番１号
債務者　笹山　波枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２８号
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦59番地２、前住所宮城県東松島市矢本字北浦490番地１
債務者　野本和歌子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
宮城県東松島市矢本字上河戸13番地３、前住所福島県いわき市平下荒川字久世原９―84光コーポ207
債務者　佐々木隆光
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地401
債務者　君島　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
埼玉県戸田市中町１丁目８番地の９　永井コーポ201号室、旧住所埼玉県戸田市上戸田５丁目26番18―205号
債務者　柴田　則博
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
埼玉県幸手市西１丁目１番24号
債務者　松島　良和
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番13号　ルミエール上尾303
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
さいたま市南区文蔵５丁目30番５号
債務者　佐藤　聖子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
埼玉県戸田市上戸田５丁目８番８号　栄コーポ207号室
債務者　佐々木敏明
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県上尾市緑丘３丁目６番29号　グリーンハイツ112
債務者　濱　　敏広
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
埼玉県久喜市青毛１丁目４番地１　レーベンハイムＢ棟102号
債務者　姫島　　進
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係